⑻　当工事事務所との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。
⑼　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに、共同企業体を構成する場合は、共同企業体競争参加願書、委任状及び共同企業体協定書（あわせて以下「参加願書等」という。）を提出する期限である提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当工事事務所から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。
⑽　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。
⑾　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当工事事務所との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。
⑿　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下まとめて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
⒀　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たす者であること。
①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと。（入札説明書参照）
②　構成員の数は２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上、３者の場合は20%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。
③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
⒁　工事全般の安全管理計画、安全管理支援体制、監理技術者・工事管理者１・工事管理者２の理解度・取組み姿勢が不適切でないこと。
⒂　技術提案（工期短縮）が不適切でないこと。

3　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準
①　監理技術者・工事管理者１・工事管理者２の理解度・取組み姿勢をヒアリング結果に基づき評価する。
②　工事全般の安全管理計画を評価する。
③　安全管理支援体制を評価する。
④　技術提案（工期短縮）を評価する。
⑵　総合評価の方法
①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。
②　加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、①、②、③及び④の合計点（12.0点満点）とする。
③　総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者は、価格及び⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目により入札し、次のア）、イ）の全ての要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって算出された評価値の最も高い者を落札予定者とし、その者の工事請負入札書（以下「入札書」という。）に添付された工事内訳書、工事内訳明細書及び科目内訳を審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。
ア）入札価格が基準価格の制限の範囲内であること。
イ）評価値が、標準点（100点）を基準価格で除した数値を下回らないこと。
ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、当該落札予定者に照会、審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。
②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。
③　全ての入札参加者の入札価格が基準価格の制限の範囲外だった場合、随意契約に移行する。この場合、入札参加者の中から最低の価格の者を第１順位者に指名し、協議し、基準価格以下でその者と本契約を締結する。（不調の場合は次に低い価格の者と協議し、更に不調の場合は順次行う。）

4　技術提案に関する事項
⑴　本工事では、工期短縮に関する技術提案を受け付ける。
⑵　次に示す提案は欠格とする。
①　⑶に示す工期短縮の対象期間が、標準工期（31ヶ月）を超える提案
②　工事目的物の変更（寸法・形状等）を伴う提案
③　使用開始までに、建築行政・消防等の検査期間並びに発注者及び監督員の確認期間及び是正期間（この期間で検査の受検及び検査済証等の受理をすることとし、当該期間には休日等の日数を含む。）を１ヵ月以上確保していない提案
④　交通結節点整備に伴う施工計画の制約を考慮していない提案
⑤　入札説明書及び仕様書の条件を満たしていない提案
⑥　施工に対する安全性の配慮に欠ける提案
⑦　関係法令を遵守していない提案
⑧　当工事事務所が提示していない一定の条件を付している提案等
⑶　工期短縮に関する技術提案　技術提案にあたっては、標準工期（平成25年９月１日（現場着手可能日）から平成28年３月31日までの31ヶ月を参考として適切な全体行程を計画し、その具体的な内容を全体行程表により記載すること。（入札説明書参照）ただし、当工事事務所が請負者の技術提案内容を適切と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。提案内容については、その後の工事においてその提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、当工事事務所は無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
⑷　評価内容の担保　実際の施工に際しては、全体行程表に記載した施工を行うものとし、請負者の責により全体行程表に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせるか否かを問わず、契約責任者は、請負代金額の減額又は損害金の賠償を求めることがある。

5　入札手続等
⑴　担当箇所　〒151―8512 東京都渋谷区代々木２－２－６　東日本旅客鉄道株式会社　東京工事事務所　契約用地課　契約・法務グループ　青木　秀行　電話03―3370―7198
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
①　期間　平成25年１月31日から平成25年２月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　場所　上記５⑴に同じ。
③　方法　交付にあたっては、入札説明書5,000円、図面30,000円を徴収する。
⑶　申請書、資料及び参加願書等の提出期間、場所及び方法
①　期間　平成25年１月31日から平成25年２月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　場所　上記５⑴に同じ。
③　方法　持参すること。
⑷　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法
①　入札、開札の日時　平成25年５月７日14時00分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成25年５月２日16時00分）
②　場所　当工事事務所会議室（ただし、郵送による入札の場合は、上記５⑴に郵送すること。）
③　提出方法　持参又は郵送（配達証明郵便に限る。）すること。電送による入札は認めない。

6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者の行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　配置予定技術者のヒアリングを下記のとおり実施する。
①　資料に記載された配置予定技術者について、資料提出後ヒアリングを実施する。ヒアリングは提出された工事全般の安全管理計画書及び安全管理支援体制に基づき行い、対象は「安全管理計画の具体的内容」「安全管理支援体制の具体的内容」「鉄道営業線近接工事に関する知識等」とする。